



人と自然が育む美しい村



村の木：シラカバ



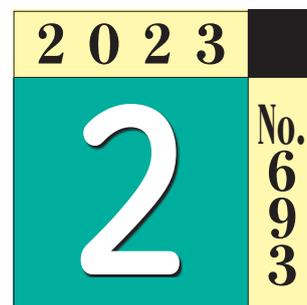
村の花：ムラサキヤシオ

～やすらぎと潤いのふるさとをめざして～



赤井川村成人式／2023年1月8日

- 02 議会だより
- 09 健康支援センターだより 4月がん検診のお知らせ・ゆっくり運動が始まります！ほか
- 10 トピックス 赤井川村社会福祉協議会が全国表彰受賞・赤井川村創生総合戦略検証委員会の開催 ほか
- 11 スポーツニュース 各種大会の結果
- 12 むらの事件簿 令和5年赤井川消防団出初式・余市警察署だより 詐欺電話シャットアウトセミナー開催 ほか
- 13 お知らせ伝言板 確定申告・住民税の申告受付・物価高騰対策支援給付金の申請を受付中 ほか
- 20 赤井川村写真館・編集後記



(新規)

464万円

・簡易水道特別会計公営企業会計システム導入業務(新規)

696万円

予算特別委員会報告

付託を受けた次の9件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

- ・特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について
- ・教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案について

- ・議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案について
- ・赤井川村山村活性化支援センター設置条例の一部を改正する条例案について

- ・令和4年度一般会計補正予算(第9号)
- ・令和4年度赤井川村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- ・令和4年度赤井川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ・令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)

・令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算(第3号)

総務開発常任委員会報告

付託を受けた次の2件について審査の結果、原案のとおり採択と報告されました。

- ◎採択
 - ・国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について
 - ・忠魂碑の補修に係る要望書について

一般質問と答弁

議会だよりの一般質問は、質問者・答弁者が自ら要約して掲載しております。また、過去の一般質問と答弁の全文は、村のホームページの会議録に掲載しております。

◆連 茂 議員◆

質問1 赤井川へき地保育所1歳児保育導入について

◆保育所の1歳児保育の必要性について

11月の議会協議会でも質問しましたが、1歳児保育の具体的な必要性を調査されているのか?更に、今後の利用者の見通しをどのように予測され

ているのかお伝えください。



◇受入体制について

1歳児保育について専門家の意見として、1歳児は自我の塊で保育の枠にはめて過度に成長をコントロールすることへ警鐘を鳴らす人もいます。

そのような状況下、ベテラン保育士を1歳児保育の担当にあて、それを補う為に2名の求人(うちひとりとは協力隊で行いたい)というのは拙速のような気がします。

長期的観点から言えば、しっかりとした保育の基盤を作り、安心して1歳児を預けられる体制を築くべきだと考えますがいかがでしょうか?

◇スケジュールについて
実際に1歳児を受け入れる体制ができていないかと言え、安全面だけ見

ても問題があると感じています。

境界がなく車が敷地内に簡単に乗り入れてきて、不審者も簡単に施設内に立ち入ることができるとに施設内外に防犯カメラがない。統括して施設を管理するものがない為、グラウンドが雑草で覆われ利用できないなどといったこともおきました。

少し前までなら「こともを預かってもらえただけでもイヤ」と考える親もいたと思いますが通園バスの置き去り、保育士の虐待、(少し状況は違いますが)色々と保育の現場で問題の多い中、1歳児保育を受け入れる前に安全性や施設の機能性を高めることの方が先ではないかと考えます。

現場の声や専門的な知識を持った方の意見なども聞いておられると思いますが、今後どのようなスケジュールを持つて進めていこうとしているのかお伝えください。

答弁 馬場村長

連議員からご質問をいただいた赤井川へき地保育所での1歳児保育導入に係る案件ですが、この件については既に私どもから議

会側にお願ひし、特別委員会で議論を行うこととなつて、この場での答弁は控えさせていただきます。

質問2 赤井川での学校教育について

◇学校に行けない生徒が増えている現状について

赤井川村の小中学校の事情と不登校の原因(傾向はあるのか)、更には学校に行けない生徒に対する対応など、現状をお知らせください。

◇中学生の部活動の問題について

2023年度から部活動の「地域移行」が始まるとスポーツ庁から示されています。

今後の赤井川中学の部活動はどのようなようになっていくか不安を感じている親もいるようで、来年度以降の赤井川中学校の部活動について、更には、地域移行に伴う担い手不足の対策など、現状で示せる方向性をお伝えください。

◇高1ギャップ・高1クライシス(※危機・難局)について

中学校卒業後、高校や社会での適応について把握されているでしょうか?

か？

義務教育にしても長期的な人間の成長を目的としているはずで、

それらを図るためにも継続的なりサーチが必要ではないかと考えますが、どのような取り組みがされているかお伝えください。

◆オーストラリア研修事業の価値について

新型コロナウイルス感染症の影響で一時中断している研修事業ですが、今後、再開・継続する上で行政の思いをお聞かせください。

◆学校統合の問題について
2年前の一般質問で学校統合について教育長にお尋ねしました。その際、「令和6年度に施設隣接型・分離型という一貫校を現在検討している。学校運営協議会も、村内3校について1つの学校運営協議会として設置し教育の円滑な接続に資するとともに、一貫校への基盤づくりにつなげていきたい」とご説明をいただきましたが、その後、どのような検討が進み、どのようなスケジュール感で協議がされていくのかお知らせください。

答弁 根井教育長

◆学校に行けない生徒が増えている現状について
本年9月予算特別委員会において同様のお尋ねがあり、コロナの影響等から中学校での不登校傾向が10%であり、概要についてもお伝えさせていただいたところでしたが、「児童生徒の欠席に対する対応状況に関する調査」により報告している本村の不登校児童生徒数は、現在2%となっております。

対応としては、担任・養護教諭、専門機関による相談指導、家庭訪問、学習プリントや教材提供、ICT同時双方向授業配信がその主たるものですが、児童生徒の状況により、個別の対応をとっています。長期欠席児童生徒やその保護者、希望者についてはスクールカウンセラーやスクール



1シヤルワーカーによる継続的指導・助言も行っています。

◆中学生の部活動の問題について
部活動の地域移行は、これまで生徒が学校で顧問の先生の指導を受けて行われてきた部活動を、「休日」については地域の指導者に委ねていこうという取組であり、具体的には来年度から段階的に始め、3年間で完全な移行をめざすというものです。

赤井川中学校の部活動は外部指導者による指導実績の積み重ねが既にあるところですが、具体的な方法としては、「休日」に学校に外部の指導者に来てもらう、生徒が地域の運動施設などに出向いて外部の指導者から指導を受ける、複数校が連携して実施する等のごとが考えられます。

専門的な知識や技量、指導経験があり、地域でのスポーツ指導を強く希望する公立学校教師等の公務員については、兼職兼業の許可を得ることにより地域でスポーツ指導ができるようにすることも可能になっていきます。

◆高1ギャップ・高1クラ イシスについて
把握方法としては、教育委員会所管の各委員会、学校運営協議会、進学先の高校の担当者を招いて行う生活指導連絡協議会等、情報交流・把握場面は多岐にわたっています。本村の高校生に関しては、現在「就学支援助成制度」によりすべて該当者の在学を確認しています。

高1クライシスを引き起こす要因は様々考えられていますが、適切な進路指導が求められることは言うまでもありませんが、そのため日常的には子どもたちの主体性の育成や計画的なキャリア教育も行われているところであり、現在ではキャリアパスポートの有効な活用も図られているところです。

また、これらを乗り切る基盤にあるのが何よりもまず規則正しい生活だと言われています。不用意な遅刻欠席は登校への意欲を削いでいきます。ここにくじけると先に進みづらくなり、適応障害を起こすわけですが、この力が身に付いているかどうかは高校入学以前

からの問題であり、したがって、小学校時からの家庭と連携した基本的な生活習慣の定着が大切であり、その指導の充実を図っているところとです。

◆オーストラリア研修事業の価値について
本事業は、保育所からの英語と触れ合う時間や9年間の教育大学札幌校留学生との交流等他の国際交流推進事業と合わせ経て、人権や個性、平和の尊重、異文化理解、語学力・表現力、国際協調等の伸長を目指しているもので、その集大成としてオーストラリアストラスモア校で交流活動を行うものであります。

お尋ねの「赤井川村での学校教育」という視点で言えば、本事業は社会教育事業ではありませんが、学校との関連では学社連携・融合事業として教科英語科、道徳科等の中に位置付けて教育課程を編成して学習が構成されているところであり、効果的な指導を目指し、両者から行われている事業であります。

社会教育事業ではありながらも系統的・発展的な事業であり、その計画性や積み上げについて他町村からも大変高い評価を受けているところでもあります。

検証評価活動は各校や地域代表から構成される国際交流推進委員会による会議を経た社会教育委員会議による一次評価、教育委員による二次評価を踏まえた点検評価報告書によって行っています。

また、語学力についても3級合格者が増え、昨年は準2級に挑戦する生徒が2名出るなど、着実に本村の語学力も向上しているものであり、これが本村小中連携教育の柱の一つとなり、全国学力学習状況調査では、後志では赤井川のみ、全教科の全道・全国、更に今年の中学校は秋田県をも超す学力を本村児童・生徒がつける核となっているものでもあります。この結果からも検証評価も十分になさ

る、小中学生の中学生へのあこがれや中学生の小学生への思いやりが育まれる等の教育効果も期待されることから、本村においてもまずこれを目指す姿として考えるものであります。

進行状況については、昨年度来学校運営協議会において本村の子どもたちの特徴や良さについて話し合い、国の動向等も踏まえ、子どもたちに必要な力をつけるために、環境をどう整えていったらいいかを熟議してきており、その中で、学校、保護者、地域がどうかかわって環境を整えるかという視点とともに、組織的規模上の課題も明らかになってきたこと、また、これとあわせ、区会や団体との懇談会においてもその統合にかかわる議論を求める声が出されてきたことを踏まえ、本年10月、第2回協議会開催時に、そのメリット・デメリットという視点について議論いただいたところで

委員の皆さんには、地域や保護者を代表して集まっていただいていることから、本件に関する様々な声に対してアンテナ役になっていただくことをお願いしたところですが、いずれにしても、子どもより良い環境をどう整えるかということをお切にして本件を進めていきたいと思っております。

◆能登 ゆう 議員◆

質問1【住宅施策について】

赤井川村に移り住みたいが、適当な住まいが見つからない。

村内で条件に合う住まいを探していたが見つけれず、結局転出してしまふ。

そんな事例を耳にすることが、ここ何年かで、より増えたように感じます。

一方で村内を見渡すと、普段は人が住んでいないと思われる家屋も、ちらほらと目に留まります。赤井川村の持ち家世帯に占める65歳以上のみ世帯の割合は、平成27年国勢調査の時点でも約4割を占めていました。今後、空き家の増加も予想されます。

持ち家は個人の財産であり、その住人と住人に繋がる多くの「人の思い」が詰まった場所です。行政の立場として難しさもあると思いますが、せめて、安心できる住まいの選択肢を用意することは出来るのではないのでしょうか。



まずは既存住宅の流動性を高めるための、インセンティブ（※刺激・動機）となる施策が必要ではないかと感じます。高齢の持ち家世帯が、自宅に住み続けるのが難しくなった時に安心して移り住める住宅の整備と、若い世代が中古住宅をリフォームして住めるような支援を両輪として行うことが、現状効果的ではないでしょうか？その結果、空き家の増加を抑える事ができたり、既存の公

営住宅に空きが生まれて新たな住人の受け皿になるなど、波及効果も生まれそうです。

1. 「住むところがない」といわれる現状とどの要因を、村としてどのように認識されているか伺います。

2. 「赤井川村公営住宅等長寿命化計画」では、先ほど提案したような施策も、「優良な高齢者向け賃貸住宅の供給の検討」、「コレクティブハウスなど、地域で支えあう高齢者向け住宅の供給の検討」、「持ち家志向の子育て世帯に対する持ち家の空き家情報の提供とリフォーム支援」等という形で盛り込まれています。具体的な事業化に向けてどのように取り組まれるか、お考えを伺います。

3. 老朽化した村有住宅について、現在は空き家であり、今後も誰かが入居することを想定していない住宅は何戸あるでしょうか？解体除去にも多額の費用が掛かり、いっぺんに行うことは難しいと承知しておりますが、廃屋のような状態で放置す

るのは周辺の環境にも影響が及びますし、防犯、防災の観点からも好ましくありません。役割を終えた村有住宅の、管理状況と今後について伺います。

答弁 馬場村長

前段の既存の空き屋住宅の流動化ですが、村としては、議員ご指摘のとおり個人財産であることから、以前より「しりべし空き屋バンク」の活用を奨励しています。空き家所有者へバンク制度の周知や意向確認も行っており、一軒でも登録してもらえよう今後も空き家情報があれば所有者への働きかけを継続したいと考えています。



1点目の「住むところがない」といわれる現状とその要因認識ですが、村としては住む場所がないという

認識はしておりません。公営住宅や貸しアパートなどが空いておりますが、条件で入居できない方や住宅の規模などの状況で入居を敬遠する方、金額などが合わず入居をためらう方などさまざまな方がいることは認識しております。

2点目については、議員のご指摘のとおり、「赤井川村公営住宅等長寿命化計画」を策定し、その中で課題を整理し、目標を立てております。その目標に向けた、事業化を計画し道に対して報告を行い承認を受け、公営住宅の新築及び改築の補助事業を進め取り組んでおります。具体的には、その時々に入居者ニーズにあつた事業の実施（全面改修によるバリアフリーや部屋数の増減・現在はユニットバスの設置など）を行っております。

3点目の「今後も誰かが入居することを想定していない村有住宅」ですが一般に貸し出しできる村有住宅に、ご指摘の住宅はありません。

村有住宅で教職員住宅として区分されているもので暫く入居者がなく、空き屋となつている住宅は5戸ございます。今後は、前回の議会で報告したとおり、教

頭住宅の整備計画を検討するなかで取扱の方向性を出すこととなります。

また、廃屋のような住宅とのご指摘ですが、村有住宅でない寿住宅が4戸残つており、年に2戸ずつ解体するよう計画しており、解体までの間は、以前議会協議の中でもご指摘をいただいている空き家の教職員住宅も含め、草刈りや雪の処理など最低限の維持管理は引き続き行つてまいります。

質問2 財政健全化にむけた取組について

8月に財政健全化アクションプランが公布されました。

村としての考え方を示し、住民の皆さんと共有されたことについて、意義ある事だと考えます。プランの内容から、何点か質問いたします。

1. 財政硬直化を招いている本質的な課題は、経常的経費の収支バランスが崩れていることだったのではないのでしょうか？プランの中にはその部分が明確には触れられていない印象を持ちました。改めて、経常的経費の収支バランスという観点から、

村の考え方を示してください。

2. 歳入歳出の見直し項目について、今年度中に検討、来年度実施とされている項目がいくつもありますが、それぞれについて具体的な内容が聞こえてきません。住民の賛否が分かるだろう事案も散見され、合意形成が間に合うのか疑問です。スケジュール感をお示しくください。

3. 歳出について、金額自体の削減はもちろん大切な事ですが、そのお金の使い方についても工夫の余地を感じます。地域内経済循環を高めるような使い方、また地域産業の育成、人材の育成に配慮することは大前提と考えますが、いかがでしょうか？

また、「アウトソーシング（※外部委託）等により職員の人件費の抑制を行う」とされていきますが、現状では直営だったものを外部委託したことかえって歳出増となつている事業や、近隣自治体の同種事業と比べて桁違いの委託料を支払つて

いる事業も見受けられ、アウトソーシングも善し悪しと感じます。アウトソーシングありきではなく、まずは必要な業務内容、業務量を十分に精査し、村の規模に見合った適切な体制を選ぶ事が大切であるように感じますが、いかがでしょうか？

答弁 馬場村長

1点目につきましては、地方公共団体の財政状況類似団体比較カードからも赤井川村の財政状況の特徴として、経常的経費である物件費（電算システム経費、委託業務費）、維持補修費（公共施設、道路・橋梁等の維持修繕費）、補助費等（各種団体に対する補助や一部事務組合）への割合が高い傾向にあります。

村税、地方交付税をはじめとする経常的収入を確保し、経常的経費を圧縮させていくことが、収支バランスの均衡、改善を図るものとなります。1年間に入つてくる収入に対して、住民の暮らしを支える行政運営経費が過剰ではないかを考えるとともに、地域課題や住民ニーズに対応する事業を行う際には、国や北海道の補助制度等を検討し、極

力一般財源の負担が少なくなるような事業展開を進めていく考えであります。

2点目について、複数の見直し項目がありますことから、議会の皆様はもとより、関係する農業者団体や住民団体と令和5年度から適宜、協議をさせていただき、財政健全化アクションプランの目的である令和8年度の財政健全化に向けて取り組みを進めていく考えであります。

3点目については、人口減少により基幹産業はもとより、今後更に、地域のあらゆる担い手層の減少が確実に訪れるものと認識しております。今後も新規就農者育成支援をはじめ、現在計画を進めている山村活性化支援センターを再活用するプロジェクトを手始めに、国の支援制度などを活用しながら、これらの課題については取り組みを進めていきたいと考えております。

4点目については、議員ご発言の通り、私もアウトソーシングありきという考え方にはありません。

現在は民間の経営感覚や人材活用が必要とされる施設と専門的知識や人材を必要とする介護サービスや相談、援助業務については、住民サービスの向上並びに

人材の確保を最大の目的として民間事業者に担っていただいております。

その結果として、村職員数の減少や、人事管理部門、財政部門においても関係業務の削減に繋がっております。

先にも触れましたが、行政分野のみならず、地域の公共サービス全体として担い手層の減少が危惧されますので、今後も十分に検討しながら適切な体制の中で行政運営を行っていく考えであります。

◆湯澤 幸敏 議員◆

質問【介護予防について】

介護予防については、過去に「フレイル（※加齢に伴い筋力や心身の活力が低下した状態）」など、具体例をあげその取り組みについて質問しましたが、今回は別の観点から介護予防への取組みについて質問させていただきます。

私も対象者の一人ですが、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年には、介護ニーズがますます高まり介護費用もさらに増加することが予想されます。

国は介護制度の次回改

定時期である2024年度に向け、介護保険の「給付と負担」などについての検討を、本格的に始めたとのこと。

いずれにしろ、財源確保には国民の負担増と給付低下は免れないとの専門家の意見もあることから、今自治体に求められ、期待されていることは、要介護となる人をできるだけ増やさないための「介護予防をより強化」することではないでしょうか。



介護予防についても幅広い内容があります。

運動機能向上のための運動を習慣化することが、衰弱・転倒・骨折・関節疾患などによる要介護状態を防ぐ重要なポイントになるかと思えます。

そこで、この冬から、これまでの実施方法を変

更した、村で行う「運動教室」について質問いたします。

1. 実施方法・内容の変更理由

2. 「しつかり運動」の参加者の想定

3. 「ゆつくり運動」の効果と期待するもの

答弁 馬場村長

1点目についてですが、村では3つの機関が身体や頭を動かすメニューを実施してきました。

○全村民を対象とし、冬期間に計10回行われる保健福祉課の「運動教室」

○全村民を対象とし、春の秋の間に月1回開催される社会福祉協議会の「すこやか健康塾」

○高齢者を対象とし、春の秋は月1回、冬期間は週1回行われる地域包括支援センターの「元気はつらつ教室」

の計3種類の運動教室が開催されています。

それぞれ開催時期や対象者に違いはあるものの、運動強度に大差はなく参加者はどれも高齢者がほとんどであることから、地域ケア推進会議で事業内容の見直しの必要性が検討されまし

た。

その検討過程で、「若年層が参加しやすい時間帯や運動強度を持つ教室が存在していない」ことが議論となり、役場保健福祉課は健康増進法に基づく生活習慣病予防を目的として働き世代が参加しやすい教室を整備していくこととなりました。

2点目の参加者の想定ですが、「しつかり運動」は20代〜50代を想定しております。

しかし実際は、若年だけでなく激しい運動が難しい方や60代を超えるけれど元気が走ったり強度の高い運動ができる方は存在しますので、ある程度激しい運動をしても健康上問題がない方の利用をお勧めいたします。

「ゆつくり運動」は、これまで実施してきた冬の運動教室の参加者を想定しています。村の運動教室は送迎を実施していないため、自力で健康支援センターに來所できる比較的元気な高齢者や、強い運動を控えた若い若年層に適したレベルです。

社会福祉協議会や包括支援センターの運動に比べ、村の運動教室は運動強度を高め設定しており、村の運動教室のレベルが丁度良

いと言ってくださる参加者もいたことから従来のレベルの教室も残りました。

3点目について健康状態の改善を目的にしている「しっかり運動」に対し、「ゆっくり運動」は主に健康状態の維持や転倒予防・フレイル予防等介護予防を目的としています。

内容はこれまでの運動教室と同様です。運動効果としては、昨年度教室内で参加者に実施していただいた体力テストの結果を初回と最終回で比較し分析したところ、運動機能が低下した方は見られず、むしろ向上した方も複数いらっしゃいました。ただし、計10回開催していたところを今年度は5回の開催としていますので、運動教室で健康を維持するというよりは日頃の生活に運動習慣を取り入れるきっかけづくりになっていただけたらと考えています。

・令和4年度一般会計補正予算(第8号)
全員賛成で原案可決

補正予算の主な内容

【歳入】

・新型コロナウィルスワクチン接種事業国庫負担金等(増額)

430万円

・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(増額)

953万円

・子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金(新規)

920万円

・地域づくり総合交付金(新規)

860万円

【歳出】

・小公園等倒木処理手数料(新規)

24万5千円

・上中の川河川災害復旧工事(新規)

297万円

・物価高騰対策支援給付金(新規)

1,050万円

・子育て世帯臨時特別給付金(新規)

920万円

・就農者移住支援環境整備工事(新規)

1,854万6千円

予算特別委員会報告
付託を受けた次の件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・令和4年度一般会計補正予算(第8号)

また同じく付託を受けた次の条例案2件については、議案撤回となり、採決は行いませんでした。

・赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について

・赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について

◎令和4年第5回臨時議会(12月5日開催)

【審議結果】

○条例案

・赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について

全員賛成で原案可決

・赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について

全員賛成で原案可決

予算特別委員会報告

付託を受けた次の2件について審査の結果、原案のとおり可決しました。

・赤井川村有住宅管理条例の一部を改正する条例案について

・赤井川村新規就農等促進施設の設置及び管理に関する条例案について

(議会運営委員会)

◆本会議などの傍聴は、どなたでもできます。手続きは、当日受付簿に氏名を記入するだけと簡単ですので、お気軽にお越しください。

また、議会だよりへのご意見・ご感想もお待ちしております。

詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。



◇議会のうき

(令和4年10月～12月)

○10月1日
鈴木宗男・鈴木貴子北海道セミナー／札幌市(副議長)

○10月11日
高橋はるみ政経セミナー／札幌市(副議長)

○10月11日
議会協議会／役場内(議員全体)

○10月11日
議会協議会／役場内(議員全体)

○10月19日～21日
北後志町村議会議長会研修視察／京都府(議長)

○10月24日
議会協議会／役場内(議員全体)

○11月2日
決算特別委員会／役場内(議員全体)

○11月7日～9日
後志町村議会議長会研修視察／長野県他(議長)

○11月9日～11日
後志町村議会議長会中央要望他／東京都(議長)

○11月22日
議会臨時会／役場内(議員全体)

○11月30日
後志広域連合議会定例会／倶知安町(議長)

○12月5日
議会臨時会／役場内(議員全体)

○12月8日
議会運営委員会／役場内(議員全体)

○12月13日～14日
第4回定例会他／役場内(議員全体)

○12月27日
令和4年度北後志衛生施設組合並びに北後志消防組合第2回臨時議会／余市町(議長)

臨時会報告

◎令和4年第4回臨時議会(11月22日開催)

【審議結果】

○補正予算案

・令和4年度一般会計補正予算(第7号(専決処分))

全員賛成で原案承認

健康支援センター 健だより

2月は暦の上では春を迎えますが、1年で最も寒い時期とも言われます。まだまだ寒い日は続きますので体調に気をつけましょう。

4月がん検診のお知らせ

春のがん検診の時期が近づいてまいりました。ここ2年間は土曜日にがん検診を実施していましたが、検診機関と日程調整をした結果、**今年は平日開催となりました**。ご了承ください。詳細につきましては、後日案内を郵送いたしますのでご確認ください。

■日にち

4月13日(木)

■検診項目

胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん

■場所

健康支援センター

■対象

赤井川村に住民票がある年度末年齢20歳以上の方

■お問い合わせ

保健福祉課保健係
Tel 3512050

ゆつくり運動が始まります！

金曜日開催のしつかり運動が無事終了いたしました。椅子に座ったりヨガマットを敷いてストレッチ、筋力トレーニング、関節運動を行った他、ポップな音楽に

合わせて有酸素運動も実施しました。しつかり汗をかき、しつかり筋肉痛になる教室でした。ご参加くださった皆さま、本当にありがとうございました。次年度も開催予定ですので、引き続きよろしくお願ひいたします。



さて、次はゆつくり運動が始まります。一見軽い運動のようですが、程良く体があたたまりますので運動機能維持にぴったりの強度です。予約は不要ですのでぜひお誘いあわせてお越しください。

■日程

○2月1日、8日、15日、22日

○3月1日

※全て水曜日開催です。

■時間

午後1時30分～午後3時

■場所

健康支援センター

■お問い合わせ

保健福祉課保健係
Tel 3512050

禁煙のすすめ

喫煙は「防ぎうる病気の原因の最大のもの」と言われています。

◇がん

喫煙者は非喫煙者に比べ、男性では4.5倍、女性では2.3倍、肺がんで死亡するリスクが高くなります。また男性の場合、喉頭がんで死亡するリスクが32.5倍という結果が出ています。

◇呼吸器

人は加齢とともに肺の機能が低下しますが、喫煙者は機能低下がより急速です。

◇動脈硬化

喫煙で摂取する量のニコチンには、脈拍を増やし血圧を上げる作用があります。動脈硬化が進むと動脈が詰まりやすく、狭心症や心筋梗塞、脳梗塞などの重大な病気につながる恐れがあります。

◇その他

胃や十二指腸潰瘍、歯周病になりやすく、また妊娠中に喫煙すると流産、早産などの確率が高くなります。

◇お金

たばこの価格には「国たばこ税」「地方たばこ税」「たばこ特別税」「消費税」と4種類の税金が含まれており、税負担率は約6割と言われており、たばこ税は過去40年の間に約15倍に増税されています。昔と比べると高くなりました。例えば：1箱540円のたばこを1日1箱吸うとしたら1か月に30箱×540円＝16,740円。カナダではたばこ税を10倍にしたところ、未成年者の喫煙率が46%から16%へと下がったそうです。WHOは青少年を守るために、加盟国が一致してたばこ税を上げるよう求めています。

禁煙は自力でもできますが、医療機関の禁煙外来を利用すると、比較的楽に成功できます。吸いたい気持ちをなくす内服薬、ニコチンパッチやニコチンガムなどを利用しながら、医師や看護師のサポートのもと、禁煙にチャレンジしてみませんか。条件を満たせば、健康保険が適用されます。過去に禁煙に挑戦して失敗した人、自力で禁煙する自信のない人にお勧めです。

トピックス

赤井川村社会福祉協議会が全国表彰受賞

2022.12.16 赤井川村役場

浅草公会堂（東京都）で開催された令和4年度全国社会福祉大会において赤井川村社会福祉協議会が「社会福祉協議会優良活動」として、全国社会福祉協議会会長賞を受賞しました。

12月16日にその受賞報告のため、阿部会長、上埜事務局長が来庁され、馬場村長と懇談を行いました。

今後とも、行政と手を取り合って住民のより良い生活のために活動されることを期待します。

この度は、おめでとうございます。



赤井川村創生総合戦略検証委員会の開催

2022.12.20 赤井川村役場

12月20日、赤井川村役場会議室において、赤井川村創生総合戦略の令和3年度実績についての検証委員会を開催しました。

創生総合戦略は、3つの柱となる基本目標を定め、各基本目標に対応する基本的方向性に沿って30の数値目標を設定しています。

令和3年度末における数値目標や各施策の重要業績評価指数について事務局より説明の後、委員から様々な意見が交わされ評価を行いました。

北海道新幹線後志トンネル落合工区入口側坑口貫通

2022.12.21 字都

12月21日、北海道新幹線後志トンネル落合工区のトンネル入口側坑口が貫通しました。落合工区は、村内の新幹線トンネル工事としては最初の平成27年度に着工した工区です。

村内の北海道新幹線関係の工事は、3工区のトンネル工事のほか、高架橋の工事も着手しています。

貫通後もトンネル内整備があり工事は続きますが、今後も事故なく、無事工事が進むことを願っております。



弱点克服学習会

2022.12.26～28 健康支援センター

健康支援センターにて弱点克服学習会を実施し、23名の児童が参加しました。

1日約2時間、配布されたドリルや学校の宿題に全員が集中して取り組み、有意義な勉強会になりました。

ご協力いただきました、地域ボランティア、教員ボランティアの皆さん、本当にありがとうございました。

赤井川村成人式

2023.1.8 生活改善センター

生活改善センターにて、令和5年赤井川村成人式が挙行されました。赤井川村では対象者を20歳とし、9名の方が出席しました。

式では新成人の皆さん一人一人から将来の抱負を語っていただきました。式が終了した後は、当時担任をしていた先生方と思い出を1時間程度楽しく歓談しました。

出席者の皆さま、ご成人おめでとうございます。今後の皆さまのご活躍を心より祈念いたします。



チャレンジスキー教室Ⅰ

2023.1.14~15 キロロスキー場

キロロスキー場にて令和4年度チャレンジスキー教室Ⅰを行いました。今回のチャレンジスキー教室には、小学生から一般までの方、延べ27名が参加しました。2日とも天候に恵まれ、受講生は講師からスキーの楽しみを教わったり、技術の習得に励んだりした2日間となりました。

2日目は希望者が検定試験を行い、4級1名、3級1名、2級1名、1級2名の計5名が合格しました。おめでとうございます。

けが・事故もなく受講生の笑顔が見られたのも、熱心に御指導くださった講師のおかげです。2日間ありがとうございました。

また、2月25日(土)・26日(日)には、チャレンジスキー教室Ⅱを開催予定です。スキーを楽しむ技術向上に繋がる機会になってくれることを期待し、皆さまの参加をお待ちしております。



各種大会の結果
第38回後志小中学生卓球大会
 とき 12月4日
 ところ 倶知安町総合体育館
成績
男子ダブルス
 ▼優勝 栗谷 絆、
 ペア 大室(蘭越SC)



シーニックナイト2023inあかいがわ

本年度も「シーニックバイウェイ北海道(支笏洞爺ニセコルート)」の取組に協賛して、「シーニックナイト2023inあかいがわ」が開催されます。

当日は数多くのキャンドルを灯すことにより、新型コロナウイルス感染症の終息を村民の皆様と一緒に祈願したいと考えております。

つきましては、自宅前や道路に接する自己敷地内でキャンドルを灯すことにご協力いただける方には、キャンドルを提供しますので、是非とも趣旨をご理解の上、ご参加ください。

■開催日
2月11日(土)

■お問い合わせ
 ウィンターフェスティバル実行委委員会
 (窓口)赤井川観光協会 Tel34-6755
 役場産業課産業係 Tel48-6276(直通)
 Tel34-6211(代表)

の 事 簿

令和5年赤井川 消防団出初式

1月7日土曜日、3年ぶりの開催となる赤井川消防団出初式が生活改善センターで行われ、消防団が防災の誓いを新たにしました。また、消防団員表彰受賞者に賞状が授与されました。

■北海道知事表彰

◆勤続表彰(勤労章)
班長 山口 拓也

◆勤続章(10年)
団員 長谷川敬一

団員 佐藤 新一
団員 大西 勇輝

■北海道消防組合管理者表彰

◆勤続表彰(40年)
団長 野田 満

◆勤続表彰(20年)
団員 永沼 隆治

◆勤続表彰(10年)
団員 大西 勇輝
団員 岩本 繁

■北海道消防協会会長表彰

◆功績章
副分団長 神尾 武志

◆特別功績章
団長 野田 満

◆永年勤続表彰(20年)
団員 永沼 隆治

◆永年勤続表彰(10年)
団員 大西 勇輝
団員 岩本 繁

■北海道消防協会後志地方 支部長表彰

◆退職者表彰
元団長 吉川 幸男
※敬称略



余市警察署だより



詐欺電話シャット アウトセミナー開催

詐欺電話シャットアウトセミナー(2月)開催のお知らせです。

■日時

2月15日(水)

午後3時から約1時間

■場所

余市警察署3階大会議室

■参加方法

参加費無料

※人数制限がありますので、事前に電話等で予約をお願いします。



■その他

町内会などに出向いて開催する「出張セミナー」も行いますので、ご相談ください。

■お問い合わせ・申込先

余市警察署生活安全係
Tel 2210110
(内線262)

悪天候時の運転

○吹雪や大雪などで前が見えないのに運転することは、目隠しをして運転しているのと同じで、とても危険です。

○悪天候時は、不要不急の外出は控えましょう。

やむを得ず車で外出するときは、事前に天候や道路情報を確認するとともに、防寒具やスコップ、使い捨てカイロ等を準備しましょう。

立ち往生した時は、一酸化炭素中毒防止のため、マフラーの排気口付近の除雪をしましょう。

落水雪、除雪等 作業中の事故防止

■早めの氷雪下ろしを

○例年、屋根からの落水雪による事故が発生しています。

○氷雪は早めに下ろして、落水雪による事故を防止しましょう。

■雪下ろし作業は複数で行い安全確保

○ハンゴや屋根から転落する事故も発生しています。

○作業は、補助者を置くなど複数で行いましょう。

○転落防止や万一のときに備え、万全の措置を講じましょう。

○自身の安全を確保しましょう。

■除雪機に注意

○除雪機に衣類を巻き込まれるなどの事故も発生しています。

○除雪作業時は、作業に適した服装を着用しましょう。

○エンジンを掛けたまま雪詰まりを取り除くなどの作業は絶対に行わないでください。

お知らせ 伝言板

確定申告・住民税 申告の受付

確定申告・住民税申告の受付を下記の日程で行います。この申告は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの計算の基礎資料となりますので、忘れずに行ってください。

- 申告がない場合には、軽減などの措置を受けられないことがあります。
- 確定申告が必要な方
 - ①給与収入がある方
 - ②年末調整が済んでいない方（アルバイト、パート、年の途中の退職者など）
 - ③年末調整は済んでいるが、扶養控除や社会保険料控除を変更する方、医療費控除を受ける方
 - ④給与所得者で給与所得以外に20万円を超える所得がある方
 - ⑤年間給与収入が2千万円を超える方
 - ⑥2か所以上の会社から給与を受けた方（対象外の場合もあります）
 - ⑦寄付をした方
 - ⑧定められた団体に2千円を超える寄付をして、寄付金控除を受ける方
 - ⑨ふるさと納税をし、ワンストップ特例制度を利用

していない方

- ③公的年金収入のある方
- ④公的年金収入の合計が400万円を超える方
- ⑤公的年金収入が400万円以下だが、それ以外に20万円超の所得がある方
- ⑥所得税の還付を受ける方

■住民税申告が必要な方

- ①赤井川村役場の受付にて確定申告を行った方（確定申告の情報をういて行います。）
- ②確定申告を行う必要はない所得だが、各種控除がある方（所得税がない方でも、住民税はある場合があるため）

- 申告に必要なもの
- 【共通】
 - ①マイナンバーカード
※カードを取得していない方は、通知カード+運転免許証、公的医療保険の被保険者証など
 - ②申告者名義の預貯金の口座番号
 - ※還付申告者のみ
 - ③控除に関する書類
 - ④前年中に支払った生命保険料、地震保険料等の各種控除明細書
 - ⑤前年中に支払った国税やその他の健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などの領収書、口座振替通知書、領収書
 - ⑥障害者手帳、障害者控除

対象者認定書など

- ④前年中（令和4年1月～令和4年12月）の収入金額を証明できる書類
- ⑦源泉徴収票
- ⑧一時所得、譲渡所得や不動産所得がある場合はその内容がわかる書類
- ⑨事業所得を申告される方は、諸帳簿、各種伝票等収入と経費が分かる書類
- ⑩利用者識別番号
- ⑪税務署からの通知ハガキまたは発行時の通知書
- ⑫未発行の場合は赤井川村役場にて発行できます。

【医療費控除を受ける方】

【共通】の①～④のほか

- ⑬各保険機関が発行する医療費通知書及び領収書
- ⑭医療費控除の明細書（任意の様式でも可）
- ⑮個人ごと、かつ医療機関ごとに記載してください。
- ⑯医療機関への交通費
- ⑰公共交通機関分（バス、JR、地下鉄など）については、医療費の明細書に合計金額を記入してください（領収書不要です）。
- ⑱タクシーはやむを得ない場合のみ該当しますが、領収書が必要です。また、自家用車については、交通費として計上することはできません。

- 日程及び会場

日 程	時 間	地 区	会 場
令和5年3月3日（金）	午前9時～午後1時	都・曲川	都住民センター
令和5年3月6日（月）	午前9時～午後1時	落合・常盤	山村活性化支援センター
令和5年3月7日（火）	午前9時～午後4時	共栄・富田・母沢	赤井川村役場第3会議室
令和5年3月8日（水）	午前9時～午後4時	日ノ出・中央	赤井川村役場第3会議室
令和5年3月9日（木）	午前9時～午後4時	池田・旭丘	赤井川村役場第3会議室
令和5年3月10日（金）	午前9時～午後4時	一町内	赤井川村役場第3会議室
令和5年3月13日（月）	午前9時～午後4時	二町内	赤井川村役場第3会議室
令和5年3月14日（火）	午前9時～午後4時	全村	赤井川村役場第3会議室

※土曜日、日曜日は受付できません。また、混雑状況によりお待ちいただく場合もございますので、時間に余裕をもってお越しください。

■お問い合わせ
住民課税務係
TEL 4816278（直通）

**物価高騰対策支援
給付金の申請を受付中**

村では、物価高騰に対する経済的支援を目的として、一人当たり1万円の給付金を支給しています。

■要件1

基準日（令和4年12月1日現在）において、村の住民基本台帳に登録されている方

■要件2

令和3年中の所得が960万円を超える方がいない世帯

申請が必要な方には、既に世帯主様宛に案内を郵送しています。詳細は同封の案内をご確認ください。

また、申請期間は2月28日（火）までとなっていますので、お早めに申請してください。

■お問い合わせ

住民課住民係
TEL 4816278（直通）
TEL 3416211（代表）

新しい民生委員・児童委員のお知らせ

12月1日より、地域の民生委員・児童委員が任期を新たに決まりました。

「民生委員」は、国から依頼されたボランティアです。村に暮らす皆さんに寄りそって相談をお受けし、助けてくれる人や場所を紹介する「つなぎ役」となります。

民生委員・児童委員の担当地

民生委員・児童委員	担当地
長井 伸行（新任）	日ノ出・中央・母沢
阿部 政範（再任）	1 町内
福田 明美（再任）	2 町内
中井 郁子（再任）	共栄・富田・1池田 2 池田・旭丘
工藤 美子（再任）	曲川・1都・2都
根井 由起（新任）	落合・常盤
主任 児童委員	担当地区
須藤 絵利香（新任）	全 村
佐藤 環（再任）	全 村

その中でも「主任児童委員」は、子どもからの相談、子育て相談をお受けすることを専門としています。委員及び担当地区は左記のとおりです。これからの任期3年間、どうぞよろしく願います。

農業委員会だより

農業委員会総会第32回

開催月日 / 12月28日

◆会議案件

- ◆農用地利用集積計画の決定について
- ◆新規就農者認定登録の承認に係る諮問について
- ◆新規就農者認定登録の承認に係る諮問について

お知らせ

◆利用権の設定（賃借権・使用貸借権）の見直し更新をしましょう。

基盤強化促進法によって設定した利用権及び農地法第3条による使用貸借権は、契約期間が終わると自然解約となるため、新たに契約を結ぶ必要があります。（農地法第3条による賃借権の契約はお互いが合意解約しない限り期間が終わっても自動で契約更新されます。）

現在、農地を借りている農家の皆様は自分の契約期間がいつまでであるかを確認し、契約が切れていた場合は冬の間に契約更新を行います。

また、1月から3カ月以内に契約が切れそうな方についても書類の準備期間が必要ですので、お早めに農業委員会事務局へご相談ください。

◆農地情報の提供のお願い
皆様から提供いただいた情報によって、農地利用希望者（新たに農業を始めた方、定年を迎え田舎暮らしを希望する方等）へ情報提供を行うことにより、農地の流動化を図っていきます。

また、農地の賃借、売買及び転用は、農業委員会の許可が必要となります。賃借等をされる方は、農業委員会事務局までご相談ください。

◆受付件数 売買希望 9件
買受希望 3件
（令和5年1月16日現在）

◆適正な農地利用について
農地は、食料を生産するために重要な土地の一つです。農地での危険な行為や農作物の盗難等は絶対にやめましょう。

また、1月からの3カ月以内に契約が切れそうな方についても書類の準備期間が必要ですので、お早めに農業委員会事務局へご相談ください。

また、農地を借りている農家の皆様は自分の契約期間がいつまでであるかを確認し、契約が切れていた場合は冬の間に契約更新を行います。

年金だより

国民年金保険料の納付は口座振替をご利用ください!

国民年金保険料は納付書で納付する方法の他に、安心・便利な「口座振替」があります。内容については以下のとおりになっていますので、「忙しくて納付する時間がない」「うっかり納付を忘れてしまった」など、未納にならないためにも是非「口座振替」をご利用ください。

①口座振替とは

- 当月保険料を翌月末に口座から自動的に振り替えて納付します。
- 手続きは金融機関の窓口または年金事務所にお申込みいただくだけです。
(「年金手帳や納付書」「預貯金口座の通帳」「金融機関届出印」をお持ちください)※2・3

②さらに、「前納」「早割」による割引があります

前納について

- 一定期間をまとめて振替納付していただくことにより、割引がされる制度です。
- 期間は2年分(4月～翌々年3月分)、1年分(4月～翌年3月分)、6ヶ月分(4月～9月、10月～翌年3月分)が選べます。

	1ヶ月分ずつ支払うと…	前納をご利用になると… ※4	割引額 これだけお得です
2年前納の場合 ※5	397,320円 (16,590×12ヶ月+16,520×12ヶ月)	382,780円	14,540円
1年前納の場合 ※5	199,080円 (16,590×12ヶ月)	195,550円	3,530円
6ヶ月前納の場合 ※5	99,540円 (16,590×6ヶ月)	98,730円	810円

早割について

- 当月保険料を当月末に振替納入することにより毎月「50円」割引となります。
- 前納と違い、まとまった保険料を納付する必要がありません。

	1ヶ月分ずつ支払うと…	前納をご利用になると… ※4	割引額 これだけお得です
当月振替の場合 ※1	16,590円	16,540円	50円

- ※1 保険料額は令和4年度の金額です。(2年前納のみ令和5年度予定保険料額を使用しています。)
- ※2 お申込み日によって、口座振替の開始月が異なりますので、詳細については最寄りの年金事務所へお問い合わせください。
- ※3 お申込期間中に国民年金の資格を喪失し、再度、資格を取得された場合等には継続されませんので、再度お申し込みください。
- ※4 残高不足で引き落としができなかった場合は、割引が受けられませんのでご注意ください。
- ※5 初めて2年前納または、1年前納、6ヶ月前納を申込された場合、前納振替日(毎月4月末振替分)に前月分(3月分)と合わせて振替させていただくため、口座残高にご注意ください。

■詳しくは小樽年金事務所お客様相談室(電話0134-65-5003)までお問い合わせください。

運転免許更新時講習

新型コロナウイルス感染症防止対策のため受講制限を行っていますので、受講を希望される方は、事前に予約を行ってください。

● 優良運転者講習(30分)

2月8日(水) 午後3時30分
2月21日(火) 午後3時30分

● 一般運転者講習(1時間)

2月15日(水) 午後1時
2月21日(火) 午後1時

● 違反運転者講習(2時間)

2月8日(水) 午後1時
2月21日(火) 午後1時

● 初回講習(2時間)

2月8日(水) 午後1時
2月21日(火) 午後1時

● 会場は全て余市町中央公民館です。

※該当する講習をご確認の上、警察署等で更新手続き後、受講願います。

※「優良運転者」は過去5年間違反なし、「一般運転者」は過去5年間で軽微な違反が1回のみ、「初回講習」は運転免許を取得して5年未満、それ以外は「違反運転者等」講習を受講することとなります。

※「優良運転者」は過去5年間違反なし、「一般運転者」は過去5年間で軽微な違反が1回のみ、「初回講習」は運転免許を取得して5年未満、それ以外は「違反運転者等」講習を受講することとなります。

確定申告書は、自分で作成して、お早めに！

令和4年分の所得税及び復興特別所得税並びに贈与税の確定申告書の提出期限は3月15日（水）、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限は3月31日（金）です。

期限間際になりますと、確定申告会場は大変混雑しますので、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非、ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

国税庁ホームページでは、スマートフォンやパソコンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax（電子申告）等で提出することができます。

※詳しくは、こちらのQRコードからアクセスしてください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

国税の納付は、キャッシュレス納付をご利用ください

国税の納付には様々な方法がありますが、中でも、次のキャッシュレス納付は簡単・便利に納付ができますので、是非、ご利用ください。

■**キャッシュレス納付**
キャッシュレス納付を利用すれば、確定申告期等の窓口が混雑する時期に、金融機関や税務署に向くことなく、自宅や事務所へ納付ができます。

■振替納税

事前に税務署又は金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができます。なお、一度届出を行えば継続してご利用が可能です。

■クレジットカード納付

パソコン・スマホ等から「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスし、必要事項を入力するだけで納付ができ、事前の届出は必要ありません。なお、納付税額に応じた決済手数料がかかります。

■その他の納付手段

スマホアプリ納付・QRコードを利用したコンビニ納付・ダイレクト納付

・電子納税等、ご自身に合った納付手段を選択できます。
※詳しくは、こちらのQRコードからアクセスしてください。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

冬から春へ

●気象情報を活用した行動計画を。

北海道での2月上旬は、1年を通じて気温が最も低くなり冬の厳しさが続きます。また、中旬にかけても冬の気圧配置や低気圧の影響で暴風雪や大雪などで社会生活に大きな影響をうけることがあります。

しかし、下旬になると、春に向けての気温が高くなり雨が降る日も出てきます。

このため2月は、1か月をとおしてだけでなく日々の中でも、寒暖の差を感じていく時期で、自然現象としても雪や雨、場合によっては暴風雪など、様々な自然現象が発生する時期となっています。

また、積雪が多い状態で雨が降ったり気温が高くなると、融雪（雪解け）が進み、生活に影響が出ることもあります。河川の増水や低い土地の浸水、土砂災害が予想されるのは3月以降が中心ですが、2月でも、融けかけた雪が排水溝を塞いで生活に支障が出る可能性がありますので注意しましょう。

冬から春に向けて、生活や活動が活発になる時期ですが、低気圧により雨から雪へと天気が急変する時期でもあることから、日々の天気予報だけではなく、週間天気予報等を参考にして計画的な行動計画を立てることをお勧めします。

■お問い合わせ

札幌管区気象台防災調査課
TEL 011-6111-6149



吹雪の視界情報

パソコンやスマートフォンで最新の道路情報を確認して安心・安全ドライブを！

国立研究開発法人土木研究所寒地土木研究所では、例年冬期間限定で、「吹雪の視界情報」（北海道版）を提供しています。今冬は令和4年11月22日より情報を提供しています。

北海道内のエリアごとの現況と24時間後までの予測状況を知ることができます。より詳細な道路情報として、サポーター（ポランテ

ィア）から寄せられた道路の状況を「吹雪の投稿情報」として発信されています。

■アクセス方法

- PC版
http://northern-road.jp/navi/touge/fubuki.htm
- スマートフォン版
http://northern-road.jp/navi/touge/sp/fubuki.htm
- ツイッター





「ゼロカーボン」ってなあに？

第3回 村ではどんな取り組みをしているの？②

3回目の今回は、実際に住民の皆さんに参加していただいたイベント等の村の取り組みについて紹介します。

以下に紹介するものは、北海道大学学生と地域の小学生や高校生、地域づくりの担い手層が交流を図り、脱炭素社会の必要性に関して意識づけを目的とするほか、エネルギーをテーマにした体験型普及活動、持続可能な村づくり、脱炭素社会の形成に向けた地域住民の共創の場を展開し、脱炭素な村づくりの機運を高め、持続可能な村づくりに向けて、行政だけでなく地域住民の皆さんと共に考え行動することを目的として開催しました。

【脱炭素社会を考える共創の場を開催 12月10日（土）札幌市】

地域における脱炭素を考える場として、北海道大学を会場に、商工業者や農業者と北海道大学大学院・石井教授、大学院生とのワークショップが開催されました。

日頃の生活においては、ウォームビズや節水、公共交通機関の利用など、生活に無理のない範囲での心がけを大切にすること、また、自然豊かな赤井川村の豊富な雪や水、森林などの資源をエネルギーとして活用ができないかなどの意見交換がありました。

また、ワークショップにおいては、経済産業省北海道経済産業局から国内のエネルギー事情に関して、環境省北海道地方環境事務所からは、地球温暖化と脱炭素に関して講話をいただき、エネルギーと脱炭素問題に関して学ぶ場にもなりました。

石井教授からは、「脱炭素を進めていくうえで、地域の風土・歴史や、まちがどのように発展していくかにヒントが隠されている。地域の活性化と脱炭素と一緒に、また、小さな取り組みから進めていけるとよいので、このようなワークショップを続けていくことが大切です。」とお話がありました。

村においては、国や北海道の補助制度を活用して、地域のエネルギー構造の転換と脱炭素の推進を取り進めていくこととしています。



【冬休み自由研究大作戦 1月13日（金）生活改善センター】

小学校4～6年生を対象に、「冬休み自由研究大作戦」と銘を打ち、北海道大学の学生とエネルギーについて学びながら工作としてミニソーラーカーを作成しました。細かい作業に、苦戦している様子もありましたが、皆さんとっても上手にミニソーラーカーを作成していました。

今回は「太陽光」という身近な自然エネルギーについて学び、終了後には、参加した児童には、再生可能エネルギーについて理解を深めるためのワークシートが配布されました。

今回は冬休み期間に合わせての開催となりましたが、また別機会があれば皆さんにお知らせしますので、その際はたくさんの皆さんにご参加いただくと幸いです。



【ふるさと赤井川村を見つめよう 北海道大学と高校生の語る場 1月14日（土）札幌市】

ふるさと「赤井川村」を高校生の視点で産業や環境（風景、くらし、文化）を見つめ直すことを目的にワークショップが開催されました。

この語る場では、脱炭素やエネルギーについてを考えてもらうのはもちろんですが、そのベースとなる「持続可能な村づくり」についてこれからの将来を担う世代である高校生に考えてもらいました。

北海道大学大学院・石井教授と大学院の学生とともに地域経済分析システム（RESAS）のデータなどをもとに、数字から「現在の赤井川村」を読み解き、参加者からは、村の基幹産業である農業や観光をはじめ、文化の観点からは村の伝統芸能である「カルデラ太鼓」の継承・保存について、村の風景や景観などについて「将来の赤井川村」の姿を思い描いて様々な意見が出されました。



今後も、赤井川村は「共創の場」を展開する予定ですので、1人でも多くの住民の皆さんにご参加いただき、意識を共有し脱炭素社会の形成に向けて機運を高められたら幸いです。

2月7日は北方領土の日

北方領土返還要求署名のお願い

北方領土問題の解決のためには、領土返還に向けた外交交渉の展開を強く要望する道民世論の結集が何より必要です。

皆様からいただいた署名は、国会法第79条の規定による請願書として衆議院及び参議院に提出します。

■1月21日から2月20日は「北方領土の日」特別啓発期間です。

一人ひとりの返還の思いを結集し、北方領土の返還を実現させましょう。

道内事業者等事業継続緊急支援金

北海道は新型コロナウイルス感染症の影響による売り上げの減少に加え、エネルギー価格高騰の影響を受けている事業者、個人事業主の皆さまに新たな支援金を給付します。

■給付額

- 中小・小規模事業者 10万円
- 個人事業者 5万円

■受付期間

1月19日(木)～4月30日(日)

■申請方法
電子申請または郵送申請

支給要件や支援金の詳細については、北海道のホームページをご覧ください。

◇ホームページ
<https://kinkyushien-enr.gr.hokkaido.jp>

■お問い合わせ
北海道事業継続緊急支援事務局
TEL 011-350-6711

改正育児・介護休業法のお知らせ

男女とも仕事と育児を両立できるよう、育児・介護休業法が改正され、令和4年4月から順次施行されています。

10月からは産後パパ育児(出生児育児休業)や育児休業の分割取得がスタートしました。

改めて社内制度の確認、就業規則の見直し等をお願いします。

■改正のポイント

- 育児休業を取得しやすい雇用環境整備、個別周知・意向確認の措置の義務化等(令和4年4月1日施行)
- 産後パパ育児(出生児育児休業)の創設、育児休

業の分割取得(令和4年10月1日施行)
○育児休業取得状況の公表の義務化(従業員1,000人超企業対象)(令和5年4月1日施行)

◆◆赤井川村SOSネットワーク◆◆

高齢者がいなくなったことに気づいたら
すぐに余市警察署へご連絡ください

「高齢者の行方不明が発生した」と伝えてください。

Tel 0135-22-0110

■モニタリングポストによる測定データ

年月日	空間放射線量率 (単位: μGy)	天候
2022.12.16	0.060	雪
12.20	0.043	くもり
12.23	0.049	くもり
12.27	0.048	雪
12.30	0.042	くもり
2023.1.2	0.039	雪
1.6	0.039	くもり
1.10	0.047	雪
1.13	0.039	晴れ

※空間放射線量は平常レベルで推移しています。

赤井川村の空間放射線量の状況

村では本村にお住まいの方、また来村される方が安心して過ごすことができるよう放射線量率情報を公開しています。

お知らせする数値は北海道により整備された環境放射線モニタリングポスト及びテレメータシステムを利用し取集されたもので、測定方法等は左記のとおりです。

■測定方法

- ◇測定機器/モニタリングポスト(北海道設置)
- ◇測定場所/北後志消防組合赤井川支署
- ◇測定時間/10分間隔で常時測定
- ◇公表
広報/毎週火・金曜日の午前9時現在データ(前月14日までの結果)を掲載

2月の気象情報

- ◇気温ー高30%・平40%・低30%
 - ◇降水量ー高40%・平30%・低30%
- 平年と同様に曇りや雪の日が多いでしょう。

赤井川村写真館～赤井川の四季～



出初式 団員整列

撮影：北後志消防組合赤井川支署 場所：生活改善センター 撮影日：2023年1月7日

※「赤井川村写真館」へ掲載する写真を募集しています！
あなたが撮影した村内の風景や静物、人物などの写真を広報あかいがわに掲載してみませんか？掲載したいまたはしても良いという方がおられましたら、役場総務課企画地域振興係までご連絡ください。なお、写真はプリント、データどちらでもかまいませんが、2300×1550PIXEL以上でお願いします。応募のあった中から内部で審査を行い掲載していきます。掲載希望がない場合は広報担当及び役場職員が撮影した写真やその他情報を掲載していきます。あなたもこの機会に赤井川村を見つめ直してみませんか？

編集後記

■早いものでもう2月です。皆さんいかがお過ごしでしょうか？
今年の成人式は式のあとに、小学校の担任の先生が大切に保管していた作品「20歳のときの自分」の返却がありました。作品のとりの道を選んだ人も、違う道を選んだ人もいました。皆さんは、子どもの頃の夢を覚えていますか？当時思い描いていたとおりになりましたか？(K)

【発行情報】広報あかいがわ2023年2月号 (No.693)

■編集・発行／赤井川村総務課企画地域振興係

〒046-0592 余市郡赤井川村字赤井川74番地2

TEL 0135-34-6211 FAX 0135-34-6644

URL <https://www.akaigawa.com/> E-Mail info@akaigawa.com

■印刷／(株)総北海 旭川市工業団地2条1丁目1-23

広報あかいがわでは、今後も村民の皆さんの身近な話題を掲載していきます。皆さんが予定している行事や参加しているサークル・ボランティア活動の話題などありましたら、総務課企画地域振興係までお知らせください。紙面の都合により掲載できない場合もありますが、できるだけ掲載するよう努力してまいります。また広報や村政に対するご意見・ご感想も募集していますので、メール又は郵送でお寄せください。

広報あかいがわに掲載された写真は被写体となった方や関係される方々へ提供することができます。ご希望の方はお気軽にご相談ください。



広報あかいがわは、震災復興型カーボンオフセット用紙を使用し、CO₂削減事業並びに東北経済復興を応援しています。また、環境に優しい道産間伐材を配合した用紙を使用しています。

